

児童手当制度の概要

成育局 成育環境課児童手当管理室

1 事業の目的等

- 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

支給対象	高校生年代まで(18歳に到達後の最初の年度末まで)の国内に住所を有する児童																												
手当月額	・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。																												
受給資格者	・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等																												
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																												
支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																												
費用負担	財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成。 <table><tr><td></td><td colspan="2">被用者</td><td colspan="3">非被用者</td><td>公務員</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td> 支援納付金(※) 3/5 </td><td> 事業主 2/5 </td><td> 支援納付金 3/5 </td><td> 国 4/15 </td><td> 地方 2/15 </td><td> 所属庁 10/10 </td></tr><tr><td>3歳以降</td><td> 支援納付金 1/3 </td><td> 国 4/9 </td><td> 地方 2/9 </td><td> 支援納付金 1/3 </td><td> 国 4/9 </td><td> 地方 2/9 </td><td> 所属庁 10/10 </td></tr></table> ※子ども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。								被用者		非被用者			公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者		非被用者			公務員																							
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																							
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																						